

別紙3 文化芸術活動充実事業企画運営業務（詳細）

（2）文化芸術活動事業企画運営業務

①各務原市美術展事業

日本画、洋画、彫刻・工芸、デザイン・イラストレーション、書、写真の6部門で広く作品を募集し、優秀賞を一般に公開する「各務原市美術展」を開催する。

○募集等

- ・出品料は1作品1,000円とすること。
- ・出品料は市の歳入とする。出品料等の徴収は市が行うものとする。
(出品数の目安：令和4年度出品数 167点)
- ・必要に応じ、募集要項・ポスター・チラシ等の作成・配布を行うこと。県内関連施設等に配布を行う等、広く周知し募集を促進するよう努めること。
- ・ポスターのデザインについて、令和5年度は、令和5年度分の審査と令和6年度分の公募、令和6年度は令和6年度分の審査と令和7年度分の公募を行う。なお、審査には市指定の審査員による審査を経て決定すること。

○搬入・搬出

- ・作品の搬入・搬出作業を行うこと。

○審査

- ・審査員による審査を行うこと。審査員は各部門2～3名程度とし、芸術・文化の分野における専門家を選定すること。また、選定はいきいき楽習課と協議の上選定すること。

○展示

- ・展示会場はあすかホールを使用すること。あすかホールの使用料はいきいき楽習課が負担する。また、展示用パネルは市が所有するものを貸し出す。
あすかホール以外の会場を使用する場合は、いきいき楽習課と協議し、施設使用料や展示パネルの移送費等必要経費を負担すること。
- ・美術展開催期間は、土日を2週含む10日程度とし、最終日曜日に表彰式・講評会を行うこと。
(参考：令和4年度展示期間 9月23日(祝・金)～10月2日(日))
- ・入選者目録を作成・配布すること。

○表彰式・講評会

- ・表彰式・講評会の会場は産業文化センター内を使用すること。使用料はいきいき楽習課が負担する。
産業文化センター以外の会場を使用する場合は、いきいき楽習課と協議し、施設使用料等必要経費を負担すること。
- ・表彰式はいきいき楽習課と調整し、市長に出席を依頼すること。
- ・表彰状は市既定の様式を印刷し使用すること。

○その他

- ・上記以外に事業実施に必要な業務を行うこと。
- ・出品作品の審査中及び展示中の破損・損失等を補填するため動産保険等必要な保険に加入すること。

②各務原市高校生美術展事業

平面、立体、書、写真の4部門で作品を募集し、優秀作品を一般に公開する高等学校在学学生を対象とした「各務原市高校生美術展」を開催する。

○募集等

- ・出品料は無料とすること。
(出品数の目安：令和4年度出品数 331点)
- ・必要に応じ、募集要項・ポスター・チラシ等の作成・配布を行うこと。県内高等学校等に配布を行う等、広く周知し募集を促進するよう努めること。

○搬入・搬出

- ・作品の搬入・搬出作業を行うこと。

○審査

- ・審査員による審査を行うこと。審査員は各部門2～3名程度とし、芸術・文化の分野における専門家を選定すること。また、選定はいきいき楽習課と協議の上選定すること。

○展示

- ・展示会場はあすかホールを使用すること。あすかホールの使用料はいきいき楽習課が負担する。また、展示用パネルは市が所有するものを貸し出す。
あすかホール以外の会場を使用する場合は、いきいき楽習課と協議し、施設使用料や展示パネルの移送費等必要経費を負担すること。
- ・美術展開催期間は、土日を含む4日程度とし、最終日曜日に表彰式・講評会を行うこと。
(参考：令和4年度展示期間 12月1日(木)～12月4日(日))
- ・遠方の方も広く鑑賞できるよう、展示方法を工夫すること。
- ・入選者目録を作成・配布すること。

○表彰式・講評会

- ・表彰式・講評会の会場は産業文化センター内を使用すること。使用料はいきいき楽習課が負担する。
産業文化センター以外の会場を使用する場合は、いきいき楽習課と協議し、施設使用料等必要経費を負担すること。
- ・表彰式はいきいき楽習課と調整し、市長に出席を依頼すること。
- ・表彰状は市既定の様式を印刷し使用すること。

○その他

- ・上記以外に事業実施に必要な業務を行うこと。
- ・出品作品の審査中及び展示中の破損・損失等を補填するため動産保険等必要な保険に加入すること。

③各務原市少年美術展

市内の小中学校の児童生徒の絵画、書写等を募集し、優秀作品を展示する「各務原市少年美術展」を開催する。

○募集等

- ・出品料は無料とすること。
(出品数の目安：令和4年度出品数 3, 782点 ※各校校内展示で実施)
- ・必要に応じ、募集要項・ポスター・チラシ等の作成・配布を行うこと。市内小中学校等に配布を行う等、広く周知し募集を促進するよう努めること。

○搬入・搬出

- ・作品の搬入・搬出作業を行うこと。

○審査

- ・各校美術担当教諭と連携し、各小中学校内で優秀作品を決定すること。

○展示

- ・展示会場はあすかホールを使用すること。あすかホールの使用料はいきいき楽習課が負担する。また、展示用パネルは市が所有するものを貸し出す。
あすかホール以外の会場を使用する場合は、いきいき楽習課と協議し、施設使用料や展示パネルの移送費等必要経費を負担すること。
- ・美術展開催期間は、土日を含む6日程度とすること。
(参考：令和4年度は各校で校内展示開催)
- ・市内幼稚園や保育園と連携し、あすかホールエントランスにて未就学児童の作品展を同時開催すること。

○表彰式

- ・表彰は市既定の様式の表彰状を印刷し、優秀作品の枚数を各学校に渡すこと。その際、表彰状への被表彰者名の記名は各学校に依頼し、各学校で表彰式に相当するものを開催してもらうこと。

○その他

- ・上記以外に事業実施に必要な業務を行うこと。
- ・出品作品の展示中の破損・損失等を補填するため動産保険等必要な保険に加入すること。

④市民大茶会事業

各務原茶華道連盟と連携し、市民大茶会の会場設営等を行う。

- ・各務原茶華道連盟と連携し、11月3日（文化の日）開催予定の「各務原マーケット日和」に合わせて同時開催すること。
- ・会場は各務原市民公園休憩所を使用すること。各務原市民公園休憩所の使用料はいきいき楽習課が負担する。
- ・会場設営は、お茶会と点心の会場が設営できるよう、テント9張、折り畳み椅子120脚、テントに付ける紅白幕、横幕、毛毯10枚、平台10台、コンロ3基、LPガス、流し台等の必要備品を準備すること。

⑤アンティークピアノ活用事業

市内で見発見されたイギリス製のアンティークピアノを活用したコンサートを企画・運営・開催する。

- ・アンティークピアノは市役所高層棟市政情報コーナー付近に設置予定で、入場者数各回20人程度を目安とした規模とすること。
- ・令和5年度は2回、令和6年度は4回実施すること。
- ・第1回コンサートは、令和5年11月頃に庁舎完成式典内で実施予定のため、式典を考慮した出演者を選定すること。
- ・入場料は原則無料とすること。
- ・必要に応じ来場促進のためポスター・チラシ等の作成、配布等を行うこと。
- ・コンサートの開催にあたり、窓口業務等へ支障が無いよう関係者と協議をすること。
- ・アンティークピアノは維持管理方法が特殊なため、使用時は細心の注意を払うこと。